

第2期第3回 練馬区地域福祉計画推進委員会 権利擁護部会
書面開催においていただいたご意見について

1 開催状況と協議事項

	時 期	協議事項
第2期 第3回	令和4年7月 【書面開催】	令和3年度の取組状況報告 令和4年度の取組について ・地域で連携して支えるネットワークの構築 ・市民後見人の養成と支援 練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例

2 いただいたご意見 回答内容の詳細については、担当課へお問い合わせください。

【資料2】地域福祉計画取組状況報告

質問	回答	担当
親委員会との調整が必要であるが、評価基準と方向性の指標が異なるので、表の見方が分かり難いです。質的評価の指標も組み入れ、今後の改善に期待します。	取組状況評価シートについては、見やすくなるよう改善していきます。	福祉部管理課
質問	回答	担当
法人後見を希望する方が多いですが、実際は条件が厳しく利用できません。また、後見人が決定した後は変更が難しい等、後見制度に不安を持つ方もいます。 取組状況は高評価ですが、まだ成年後見は使いにくい状況です。	社会福祉協議会における法人後見は、個人受任では困難な場合や社会資源との連携が必要な場合に、法人として受任しています。いただいたご意見は、社協へお伝えし、ニーズは多いが条件が厳しく利用できない状況について、どのように対応していくか投げかけていきます。 成年後見制度については、終身ではなく適切な時期に成年後見人の見直しを行うべきなどの指摘を踏まえ、第二期成年後見制度利用促進基本計画の中で検討を行うとされています。区でも適切な後見人が選任されるよう専門職に加え、法人後見や市民後見人等の後見人候補者の選択肢を増やす等の取組を進めてまいります。	福祉部管理課

<p>親族後見人等の支援：課題に「・・支援及び周知普及」とありますが、R4年、5年以降では支援のみで周知普及が消えているのはどうしてですか。</p>	<p>周知普及の取組については、「ねりま後見人ネットだより」発行等により行っています。</p>	<p>福祉部管理課</p>
<p>地権事業の実施は、制度の周知普及だけに力を入れるのではなく、サービスを提供する側の体制の充実も必要ではないでしょうか。</p>	<p>地権事業は東京都社会福祉協議会の委託事業のため、契約件数に応じた委託料が東社協から練馬区社協に支払われています。さらに区の補助金を上乗せし、充実を図っています。</p>	<p>福祉部管理課</p>
<p>質問</p>	<p>回答</p>	<p>担当</p>
<p>生前安否確認と死後の費用補償：葬儀・家財処分生前契約費用補助が廃止になってしまったのは、元々の東京都のあんしん居住制度の利用が少なかったからと伺いましたが、あんしん居住制度自体の周知普及にもっと努めるという選択肢はないのでしょうか。</p>	<p>あんしん居住制度は、利用内容によってはあらかじめ約50万円の預託金が必要となるのが、利用が広がらない主な要因と思われます。</p> <p>区は、あんしん居住制度について、「練馬区住宅施策ガイド」や区ホームページへ掲載するなど、引き続き周知に努めるとともに、高齢者基礎調査の結果を踏まえ、「練馬区はつらつライフ手帳」を充実するなど、生前準備の啓発に取り組んでまいります。</p>	<p>高齢者支援課</p>

地域福祉計画取組状況においていただいたご意見	
<p>後見関係、権利擁護に関する計画はいずれも充実した取り組みがなされていると感じました。相談件数が減っているところもある中、増加傾向ということで、広報関係も充実して周知されているのだと思います。</p>	

【資料3-1】令和4年度取組について<地域で連携して支えるネットワークの構築>

質問	回答	担当
<p>地域連携ネットワークを構築することにより、成年後見制度以外の社会資源が不足していることや利用のためのバリアや使い難さがあることを共有化できる効果があるため、そうした事項も入れ込んではいかがでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見を含め、計画に盛り込む取組については、次期計画策定時に部会の中で検討していきます。</p>	<p>福祉部管理課</p>
質問	回答	担当
<p>ネットワーク連絡会については、NPO団体や精神科の医師・相談員等も加わるなど参加者が拡充されているのは良いと思います。今後も地域の金融機関や携帯キャリア、警察等、さらなる参加者の拡充を期待します。また、ZOOM等オンラインによる今の形の連絡会では、参加者同士が個別に話をする機会がなく、意見も全員が発表しにくいように感じますので、進行の工夫も必要ではないでしょうか。 検討支援会議も、事例を出しやすく、多様な意見が出やすいものになるよう、さらなる拡充を期待します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、議論しやすい会議となるよう、努めてまいります。</p>	<p>福祉部管理課</p>

地域で連携して支えるネットワークの構築についていただいたご意見

ネットワークの強化をぜひ進めていただきたい。

ネットワーク会議に2回参加させて頂きましたが、専門職（団体ないし個人）も支援団体も幅広く参加されていて、かなり地域連携がしやすい環境が整っていると感じました。

【資料3-2】令和4年度の取組について<市民後見人の養成と支援>

質問	回答	担当
<p>令和4年の取り組みとして、「市民後見人登録メンバーと協働して公募説明会や養成研修の開催を行う」とありますが、研修終了後、受任に至らない段階の登録メンバーが定期的に研鑽を積む機会（社協の法人受任のサポートをする等）のようなものが、組織的に組成されているでしょうか。</p> <p>法人後見のサポートをボランティアとして行っているということを知った記憶がありますが、養成研修を修了したが受任に至らない市民後見人（候補者）が、実務に触れて研鑽を積める機会が組織的に確保できていると理想的だと思います。</p>	<p>市民後見人養成研修終了後は、成年後見に関する一定の知識や技術を身に付けるため、地域福祉権利事業の生活支援員や法人後見支援員として活動いただいています。説明会の開催や市民後見人の周知活動などにも協力いただく取組を進めていきます。</p>	<p>福祉部管理課</p>

質問	回答	担当
<p>市民後見人を養成して人数を増やすことも大事ですが、受任の促進を図るといのは以前から言われていることですので、言葉だけでなく、より具体的に実現できるような方策はないでしょうか。また、市民後見人が受任した際の監督業務をほっとサポートだけが担うのは無理があるように感じます。監督のあり方も検討すべきではないでしょうか。</p>	<p>市民後見人が適しているケースは積極的に市民後見人に繋げ、受任件数を増やしていく必要があります。そのため、成年後見制度の相談窓口に対する市民後見人の周知や専門職成年後見人が受任しているケースから市民後見人へのリレーなど、引き続き受任促進に取り組んでまいります。後見監督業務については、現時点では対応できない状況とは聞いておりませんが、無理な状況であるならば対応について検討してまいります。</p>	<p>福祉部管理課</p>
<p>市民後見人の活用について、現状、特に問題はないと思いますが、第二期基本計画の中で法人後見とともに市民後見人の活用が期待されています。市民後見人の活用を倍増するような施策（監督人を社協だけに限らない等）を考えていく必要があると思わます。専門職を巻き込んで「練馬区モデル」を考え実行していったらどうでしょうか。</p>		<p>福祉部管理課</p>
<p>専門職後見人や法人後見等からのリレー受任をもう少し機能させられればと感じています。せっかく育てた市民後見人候補者の活用は喫緊の課題と考えます。</p>		<p>福祉部管理課</p>

ご意見	回答	担当
<p>市民後見人の研修を受けても、実際に後見業務についている人は少なく、ボランティアでは難しいのではないかと思います。報酬の問題など、市民後見人が活動しやすい環境を作ることが必要だと思えます。</p>	<p>市民後見人が適しているケースは積極的に市民後見人に繋げ、受任件数を増やしていく必要があります。そのため、成年後見制度の相談窓口に対する市民後見人の周知や専門職成年後見人が受任しているケースから市民後見人へのリレーなど、引き続き受任促進に取り組んでまいります。なお、市民後見人の活動についても報酬の申立ては可能となっております。</p>	<p>福祉部管理課</p>

【資料4-1】練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例

質問	回答	担当
<p>手話は言語として必要な人々が必要な際に利用できるようにすることが重要であり、その意味で条例化はもとより、事実上どれだけ整備が図られていくか、今後の実態把握がより重要になると考えます。</p>	<p>手話言語で意思疎通を図りやすい環境を整備することは、「多様な意思疎通手段の選択の確保」や「手話が言語であることの普及に関する施策」の中で様々な場所で手話を使えるように取組を進めます。</p>	<p>障害者施策推進課</p>
<p>知的障害者の意思疎通を支援するために、わかりやすい表現、ていねいな聞き取り、本人および本人をよく知る人の意見を尊重することを、区および区の関係機関に周知徹底をお願いします。</p>	<p>障害者とのコミュニケーションを円滑にするには、「やさしい日本語でわかりやすい話し方」が効果的な場合があると考えています。区は、今後、区民・事業者向けに、様々な生活場面ごとに具体例を示した障害者とのコミュニケーションガイドブックを作成し、ガイドブックを活用した講座等を実施します。その中で、意思疎通手段の具体的な内容や障害の特性についても周知します。</p>	<p>障害者施策推進課</p>

質問	回答	担当
<p>東京都23区の中では条例公布が遅い方でしたが、公布されて良かったです。</p>	<p>この条例は、障害者の社会参加を促進し、障害の有無に関わらず誰もが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。引き続き、社会参加の促進について障害のある方々とともに取組を検討していきます。</p>	<p>障害者施策推進課</p>
<p>これからも障害者に優しい区であってほしいです。</p>		
<p>障害のある方々の社会参加の基礎となる条例だと思います。</p>	<p>条例検討の中で、各障害者団体から障害によるコミュニケーションの困難さは様々であり、手話だけでなく広く取り扱ってほしいとの意見がありました。ご意見を踏まえて、障害者の意思疎通を広く捉えた条例としています。</p>	<p>障害者施策推進課</p>
<p>この条例によって、障害者がそれぞれの特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境になるよう、多様な意思疎通手段を提供する体制が整備されることを願います。 具体的な施策を打ち出して、しっかり区民に周知していただきたいです。</p>	<p>条例検討の中で、各障害者団体から障害によるコミュニケーションの困難さは様々であり、手話だけでなく広く取り扱ってほしいとの意見がありました。ご意見を踏まえて、障害者の意思疎通を広く捉えた条例としています。 区は今後、区民・事業者向けに、様々な生活場面ごとに具体例を示した障害者とのコミュニケーションガイドブックを作成し、ガイドブックを活用した講座等を実施します。その中で、意思疎通手段の具体的内容や障害の特性についても周知します。</p>	<p>障害者施策推進課</p>

質問	回答	担当
<p>障害のある方の情報確保において条例が制定されたことは良いと思います。冊子等を活用して更なる周知が必要になるかと思います。</p>	<p>条例の周知を行う際、作成したリーフレットを活用し、分かりやすい情報提供に努めます。</p>	<p>障害者施策推進課</p>
<p>手話言語条例について、2019年に練馬区聴覚障害者協会からの依頼が練馬区社会福祉協議会にあり、社協のボランティアセンターから協力を、と声を掛けられ署名活動に協力しましたが、この時は公布を見送られました。今回の公布は練聴協の悲願であったと聞いています。こういう取り組みこそ、時間を掛けずに迅速な対応が求められると感じます。</p>	<p>区はこれまで、手話通訳者の設置や派遣、点字、要約筆記読み上げ装置、UDトーク等を活用し様々な障害のある方への情報提供や合理的配慮の提供に関する取組を進めてきました。これらの取組をさらに進めるため、令和3年3月に策定した練馬区障害者計画に条例制定に向け取り組むことを位置づけ検討に至りました。</p> <p>この条例は、障害者の社会参加を促進し、障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。引き続き、社会参加の促進について障害のある方々とともに取組を検討していきます。</p>	<p>障害者施策推進課</p>

その他

質問	回答	担当
<p>先日、国連障害者権利条約に対する日本政府初の審査（建設的対話）がありました。日本の成年後見制度の転換に関する日本政府の回答は、予測されていたこととはいえ、いかなものかと思われました。厳しい総括コメントが寄せられるであろう。</p> <p>何れにしても、判断能力が不十分になった場合に活用できる資源が、当事者の行為能力を制限する成年後見制度しか存在しないという問題は、早急に改善しなければならないと考えます。</p> <p>地域住民から寄せられる「成年後見制度は、メリットばかりではない」「気軽に利用できるしくみではない」という声を受け止め、行政として、この制度の利用推進以外に、利用者の権利を護る方策を根本的に検討すべきではないでしょうか。</p>	<p>成年後見制度以外の権利擁護支援については、第二期成年後見制度利用促進基本計画の中でも充実が求められています。現在、実施している地域福祉権利擁護事業や財産保全手続き代行サービスを継続していくとともに成年後見制度以外の施策の検討に取り組んでまいります。</p>	<p>福祉部管理課</p>
<p>具体的に意見を求める施策が事業番号51（地域で連携して支えるネットワークの構築）と54（市民後見人の養成と支援）に絞られているのはなぜですか。特に力を入れる項目ということでしょうか。</p>	<p>地域連携ネットワークの構築と市民後見人の養成支援については、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の中でも重要な取組として定められていることもあり、今回この2つの事業を取り上げ、ご意見をいただくこととしました。</p>	<p>福祉部管理課</p>
<p>コロナ禍においては仕方ないとは思いますが、できないと決めつけるのではなく、できるように工夫することも肝要と考えます。議論が必要とされる会議の書面開催は最後の手段であるべきと考えます。</p>	<p>新型コロナウイルス感染者数の急激な増加により、オンライン会議の準備が整わず、今回は書面で開催させていただきました。集合での開催が難しい場合には、オンラインによる開催などの方法を検討いたします。</p>	<p>福祉部管理課</p>